平成２２年（フ）第５７９４号
大阪市北区西天満３丁目５番11―203号
債務者　古林　裕子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１２号
大阪市東淀川区豊里５丁目３番７号シャーメゾン豊里101号
債務者　児島　保美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１４号
大阪市鶴見区横堤４丁目15番11号８Ｃ
債務者　吉川佐知子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５９号
大阪市西淀川区姫島１丁目18番11号サーティーンマンション302号室
債務者　水野　宏美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８６０号
大阪市港区築港４丁目３番22号　ＷＯＲＫＥＲ　Ｖｏｌ．５　402号
債務者　八原松實こと　八原　松実
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８６６号
大阪府寝屋川市三井南町30番３―105号
債務者　豊嶋　時江
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８７１号
大阪市東住吉区西今川２丁目８番24号
債務者　和田　清
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８７９号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目８番９号
債務者　石田美佐子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８４号
大阪府枚方市養父西町27番35―301号
債務者　藤原　征次
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８７号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ64―110号
債務者　藪田　正登
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２号
山口県山陽小野田市叶松１丁目11番28号　市営住宅28棟１号
債務者　縄重　勝美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２５１号
盛岡市上太田蔵戸36番地３
債務者　熊谷　聡
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９３号
群馬県安中市鷺宮2008番地８
債務者　新井　義行
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２９号
群馬県高崎市棟高町924番地25
債務者　坪野　順子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２３３号
群馬県高崎市吉井町馬庭1029番地３
債務者　高橋　順
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２３４号
群馬県高崎市吉井町吉井167番地４
債務者　富山　一男
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１１号
広島県三次市下志和地町511番地１
債務者　髙橋　智美
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３３号
広島県安芸高田市高宮町羽佐竹187番地、前住所広島県安芸高田市八千代町佐々井244番地４
債務者　新藤　勇治
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
広島地方裁判所三次支部